

令和6年能登半島地震により被災した家屋等について、既に自費で解体・撤去（自費解体）を行った方に対して、当該費用の償還をします。

☆市に費用の償還を申請する場合（自費解体）

償還額 『市の基準により算定した金額』と『解体業者に支払った金額』の低い方

償還対象 当該被災家屋等の所有者又はその委任を受けた者と解体及び撤去を行う解体業者との契約が締結されたもので、り災証明書が「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」（住家）または「大被害」（住家以外）の判定を受け、自らの費用で解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施したものであること。

受付期間 令和6年1月22日（月）から令和7年3月31日（月）まで

受付時間 8時30分から17時15分（平日）

※申請状況等により変更することがあります。

受付会場 氷見市役所2階 環境保全課（公費解体窓口）

受付方法 来場された方から順に受付します。

※申請状況等により受付上限人数の設定する場合があります。

<申請時に必要な書類>

- 1 費用償還申請書（実印の押印が必要）
- 2 費用償還同意書
- 3 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（原本）
※原則、発行日から6か月以内のもの
- 4 身分証明書（原本及び写し）
- 5 り災証明書（写し）
- 6 登記事項証明書（建物・全部）（原本）…現在の建物所有者が記載されているもの
※原則、発行日から6か月以内のもので、証明文、公印等が付加されているもの
※建物が未登記の場合は、固定資産税（評価・課税）証明書でも代用できます。
- 7 建物配置図
- 8 対象となる建物の解体前・解体中・解体後の様子が分かる写真（被災家屋等の全景が写ったもの）
- 9 解体・撤去工事に係る契約書（写し）
- 10 解体・撤去費用の経費の内訳が分かる書類（（例）見積り明細書、請求書内訳票）
- 11 マニフェスト伝票（E票等）

申請を委任する場合、相続登記をしていない場合、共有者がいる場合等は、追加の資料が必要となります。詳細につきましては、別紙「申請書類（自費解体の場合）」をご覧ください。

※場合により必要な書類があります。

氷見市市民部環境保全課

【電話番号】 0766-74-8082
74-8065

【受付時間】 8時30分～17時15分（平日）

自費解体の対象要件

次の全ての要件を満たすこと。

【対象要件】

- (1) り災証明の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」又は「大被害」であること。
- (2) 個人の住宅又は賃貸住宅若しくは事業所等（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及びこれに準ずる所得税法第2条に規定する公益法人等が所有するものに限る。）であること。
- (3) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、市長が倒壊による安全上の支障のおそれ、その他やむを得ない事情があるものとして認めるものについては、この限りでない。
- (4) 解体業者との契約が締結されたもので、自らの費用で解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施したものであること。

解体の流れ

1 事前相談

申請書を準備する前に、必ず要件などについて確認をしてください。

↓
<事前相談先>環境保全課（TEL：74-8082、74-8065）

2 申請、審査

下記申請方法を参照の上、必要書類をご提出ください。

↓
※家屋等の一部（外壁、屋根など）のみの解体や、家屋等の補修改修工事（リフォーム）は対象となりません。

※申請期限：令和7年3月31日（月）

3 現地調査

↓
必要に応じて現地確認調査を行います。（現地での立会いは必要ありません。）

4 償還額の算定

↓
対象となる工事の基準額を積算します。

※対象となる工事に支払った費用と基準額を比較して、償還額を決定します。

※申請者様が解体工事事業者へお支払いした額が市で算定した基準額を上回る場合、自己負担額が発生します。

5 交付決定通知

↓
申請者に対して交付決定通知書と合わせて、償還金交付請求書を送付します。

6 請求書の提出

↓
手続きの案内に基づき、償還金交付請求書等の書類を提出（返送）してください。

※交付決定通知書の発行日から30日以内に請求書等を環境保全課に提出（郵送）してください。

※添付していただく通帳（写し）の名義人は申請者（解体工事の契約者）に限ります。

7 償還金支払い

後日、指定された口座に償還額を振り込みます。

○申請書類（自費解体の場合）

次の書類をご用意して、申請してください。

	No	提出書類	備 考
必ず提出する書類	1	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請書	様式第1号
	2	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書	様式第6号
	3	り災証明書の写し	
	4	本人確認ができる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
	5	印鑑登録証明書	
	6	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合にあつては、固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
	7	被災家屋等の配置図	様式第7号
	8	被災家屋等の現況写真 （パソコンから印刷したもので可）	被災時・解体前・解体中・解体後の写真 被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
	9	解体及び撤去に係る契約書、経費の内訳が分かる書類及び代金の領収書	
	10	マニフェスト伝票(E票等の写し)	廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類 解体事業者へご依頼ください。
場合によって提出する書類	11	委任状	様式第8号 代理人が申請する場合に限る。
	12	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（所有者）	様式第9号 申請者が所有者でない場合に限る。
	13	共有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）及び印鑑登録証明書	様式第10号 被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）
	14	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第10号 被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。
	15	遺産分割調停調書又は遺産分割審判書及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
	16	被災家屋等を差し押さえた債権者全員（本市を除く。）の解体に係る同意書（関係権利者）	様式第11号 被災家屋等が差し押さえられている場合に限る。
	17	その他市長が必要があると認める書類	
に交付決定する通知書類後	18	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還請求書	様式第4号
	19	申請者名義の口座番号等が分かるもの	通帳の写しなど

様式第1号（第5条関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請書

年 月 日

氷見市長 あて

私は、令和6年能登半島地震による災害により損壊した下記の被災家屋等について、生活環境保全上の支障が生じたため、自らの費用負担で既に解体及び撤去しました。つきましては、当該被災家屋等の解体及び撤去に要した費用について、氷見市長に償還していただきますよう関係書類を添えて申請します。

1 申請者（費用負担者）

申請者	住所	〒		
	フリガナ 氏名	実印		
	生年月日	年 月 日	電話	
申請代理人	住所	〒		
	フリガナ 氏名		電話	
	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
連絡先	※申請内容等の連絡先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ			
	住所	〒		
	フリガナ 氏名		電話	

様式第6号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書

被災家屋等の解体及び撤去に係る所要経費の償還を申請するに当たり、次の事項について同意します。

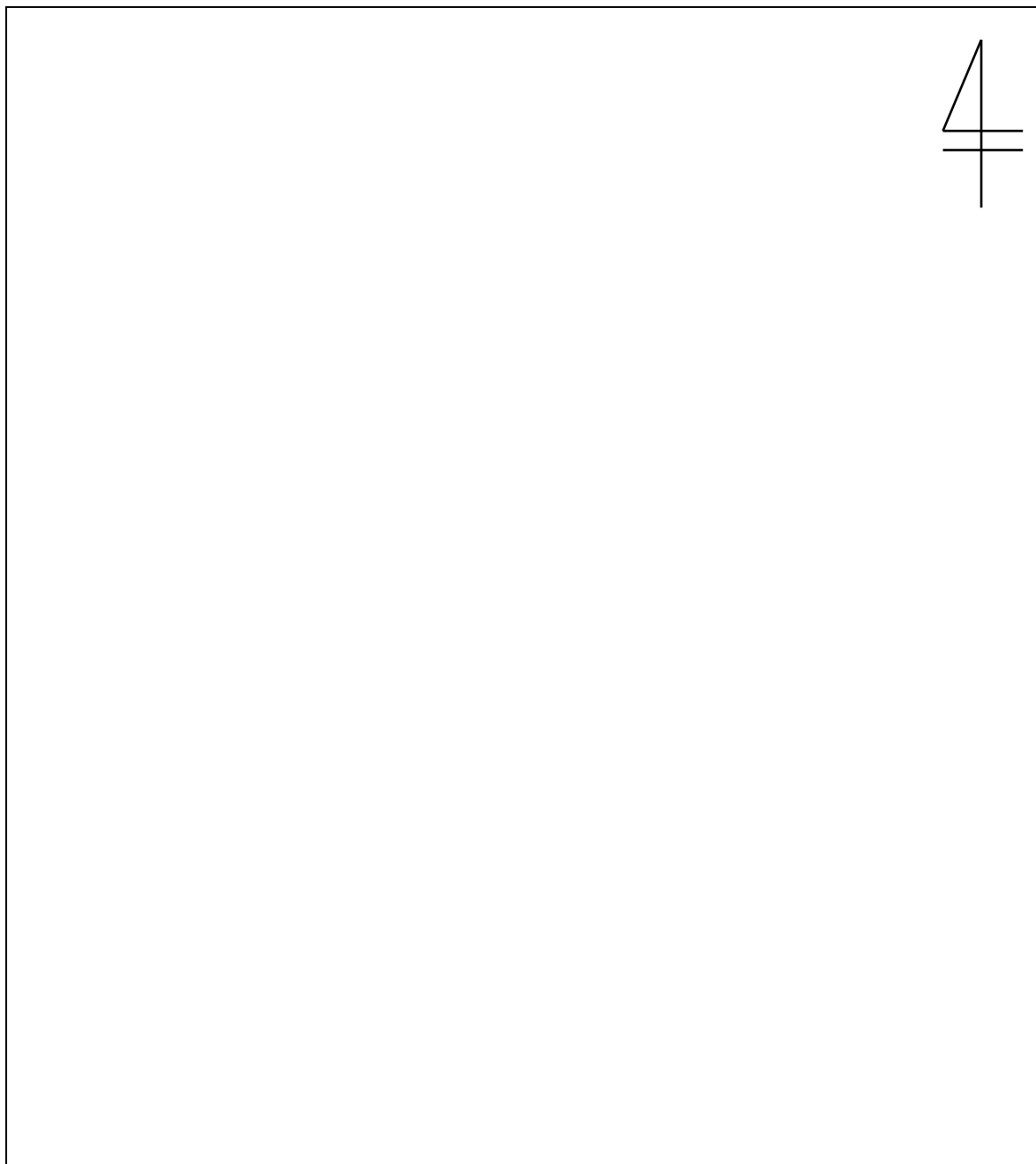
- （1）本申請書及び添付書類に事実と異なる記載があり、それにより氷見市に損害が発生した場合には、申請者が責任をもって返還又は賠償を行うこと。
- （2）被災家屋等の解体及び撤去に関して市長が申請者に支払う所要経費は、市長が算定した基準額に照らし、被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認められる費用に限られるため、解体業者に支払った費用の全額が償還されるものではないこと。
- （3）被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、自己の責任において解決すること。
- （4）氷見市が解体及び撤去に係る所要経費の償還を行うため、被災家屋等に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課及び被災状況に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

（注意）

申請の内容、解体及び撤去の状況等により、償還の対象とすることができない場合があります。

氏名（自署）

配置図



【作成上の注意】

- 1 枠内の方位に従って、枠内に敷地全体が収まるように記載してください。
- 2 敷地内の家屋等は解体及び撤去によりなくなったものを含め全て記載してください。
- 3 解体及び撤去をした家屋等には「撤去」と記載してください。
- 4 解体及び撤去を実施していない家屋等には「未撤去」と記載してください。
- 5 建物には、「住宅」「事務所」「倉庫」などの名称と階数を書いてください。

※この様式を参考として、別の書式で提出することも可能です。

委任状

受任者 住所（所在地）

氏名（名称）

私は、上記の者を代理人と定め、令和6年能登半島地震による災害で被災した次の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の申請に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所

委任者 氏 名 実印

生年月日 年 月 日

電話番号 () -

※委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押印し、印鑑登録証明書1通を添付してください。

所在地	
被災家屋等の名称 (アパート、ビル等の場合に限る。)	

※登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

様式第9号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（所有者）

年 月 日

氷見市長 あて

同意者	住所（所在地）	
	フリガナ 氏名	実印
	電話番号	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

私は、所有する下記の被災家屋等の解体及び撤去に要した経費の償還に関して、以下について同意します。

- （1）申請者_____が氷見市に償還を申請すること及び償還金を受領すること。
- （2）被災家屋等の解体及び撤去に関して市長が申請者に支払う所要経費は、市長が算定した基準額に照らし、被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認められる費用に限られるため、解体業者に支払った費用の全額が償還されるものではないこと。
- （3）被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、私を含む共有者の責任において解決すること。
- （4）氷見市が解体及び撤去に係る所要経費の償還のため、被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

被災家屋等所在地	
被災家屋等の名称 （アパート、ビル等の場合に限る。）	

様式第10号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）

年 月 日

氷見市長 あて

同意者	住所（所在地）	
	フリガナ氏名	実印
	電話番号	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

私は、（共有・相続）する次の被災家屋等（持分 / ）の解体及び撤去に要した経費の償還に関し、以下の事項について同意します。

- （1）申請者_____が氷見市に償還を申請すること及び償還金を受領すること。
- （2）被災家屋等の解体及び撤去に関して市長が申請者に支払う所要経費は、市長が算定した基準額に照らし、被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認められる費用に限られるため、解体業者に支払った費用の全額が償還されるものではないこと。
- （3）被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、私を含む共有者・相続人の責任において解決すること。
- （4）氷見市が解体及び撤去に係る所要経費の償還のため、被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

被災家屋等所在地	
被災家屋等の名称 （アパート、ビル等の場合に限る。）	

様式第11号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（関係権利者）

年 月 日

氷見市長 あて

下記の建物の解体及び撤去に要した経費の償還について、被災家屋等の所有者として、次のとおり全ての関係権利者の同意を得ました。

被災家屋等の所有者	住所
	氏名
被災家屋等の所在地及び名称	所在地
	名称（アパート、ビル等の場合に限る。）

上記の建物の解体及び撤去に要した経費の償還に関して同意いたします。

（同意者）

① 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

④ 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

② 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

⑤ 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

③ 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

⑥ 住所 _____
氏名 _____
所有者との権利関係
()

※欄が足りない場合は、任意様式で追加してください。